

丸亀市産後ケア事業のご案内

流産・死産を経験された女性が安心してすごせるようサポートします。
体調が悪くなくて辛い、サポートしてくれる人がいないなどの場合、産後ケア事業をご利用ください。
「宿泊型」及び「通所型」と、自宅に助産師が訪問しケアを受ける「訪問型」があります。

★利用できる方

丸亀市に住民票があり、
産後1年未満の女性（施設によって対象月齢が異なります）

- ・心身の不調や産後の体力の回復に不安のある方
- ・産後の生活（食事や休養等）についてアドバイスを受けたい方 など

★どんなケアが受けられるの？

- ・健康相談、心身のケア、休息の確保など

★利用を希望される方は

健康課にお問い合わせください。
原則、利用希望日の3日前までにメールや郵送、または窓口での申請が必要です。
申請には、母子健康手帳および申請者の本人確認書類の写しが必要です。

<利用者負担額>

種類	利用者負担額		利用できる 日数・回数
	課税世帯	非課税世帯 生活保護世帯	
宿泊型 (1日につき)	¥5,000 (食事代含む) ※1泊2日の場合 ¥10,000	¥0	原則7日間
通所型 (1回5時間程度)	¥1,000 (食事代含む)	¥0	原則5日間
訪問型 (1回3時間程度)	¥0	¥0	原則5日間

※利用者負担金は、利用者が直接各施設にお支払いください。

※施設で受けるケアの内容によっては別途料金が 発生する可能性があります。
詳細は各施設にご確認ください。

※訪問型はお約束した日に助産師がご自宅まで訪問します（原則、市内の自宅への訪問となります）。

<実施施設>

	施設名	住所	連絡先	利用できる産後ケアの種類		
				宿泊型	通所型	訪問型
助産院	ぼっこ助産院	高松市春日町1176	087-844-4103	○	○	—
	助産院ゆるり	丸亀市柞原町320-6	080-5660-4343 LINE ID)@mwyururi	—	○	○
	みゆき助産院	多度津町奥白方1183	080-4033-3855	○	○	○
	すず助産院		090-4372-8768 LINE ID)@133uvocv	—	—	○
医療機関	香川労災病院 ※産後3か月未満の方が対象です	丸亀市城東町3丁目3-1	代表 (0877) 23-3111 西3階病棟につないで もらってください	○	○	—
	回生病院 ※産後6か月未満の方が対象です	坂出市室町3丁目5-28	代表 (0877) 46-1011 8階病棟につないで もらってください	—	○	—
	厚仁病院 ※産後3か月未満の方が対象です	丸亀市通町133番地	(0877) 23-2525	○	○	—

【お問い合わせ先】

丸亀市健康課： ☎ 0877-24-8806

✉ kenko-k@city.marugame.lg.jp